

平成28年大網白里市議会第3回定例会産業建設常任委員会会議録

日時 平成28年9月14日（水曜日）午後1時開会

場所 本庁舎 3階 第一会議室

出席委員（5名）

田 辺 正 弘	委 員 長	前之園 孝 光	副委員長
石 渡 登志男	委 員	堀 本 孝 雄	委 員
倉 持 安 幸	委 員		

出席説明員

下水道課長	御 苑 昌 美	下水道課副課長 兼建設班長	小 泉 秀 一
下水道課副主幹 兼施設班長	三 宅 秀 和	下水道課主査 兼管理班長	大 塚 隆 一
地域づくり 課長	鶴 岡 一 人	地域づくり課 副 課 長	岡 部 一 男

事務局職員出席者

議会事務局長	秋 本 勝 則	副 主 幹	石 井 繁 治
書 記	安 井 與志秀		

議事日程

第1 開会

第2 委員長挨拶

第3 協議事項

(1) 付託議案の審査

- ・議案第4号 平成28年度大網白里市公共下水道事業特別会計補正予算
- ・議案第5号 平成28年度大網白里市農業集落排水事業特別会計補正予算
- ・議案第7号 大網白里市環境審議会条例の一部を改正する条例の制定について

第4 その他

第5 閉会

◎開会の宣告

○副委員長（前之園孝光副委員長） 皆さん、こんにちは。

ただいまより産業建設常任委員会を開会いたします。

（午後 1時00分）

◎委員長挨拶

○副委員長（前之園孝光副委員長） では、田辺委員長、ご挨拶をよろしく申し上げます。

○委員長（田辺正弘委員長） 皆様、ご苦労さまです。

産業建設常任委員会の議案が3本挙がっていますが、皆様のご協力のもと、速やかに議事が進むよう、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○副委員長（前之園孝光副委員長） ありがとうございます。

○委員長（田辺正弘委員長） では、傍聴希望者がありましたので、これを許可します。

傍聴者を入室させてください。

（傍聴者 入室）

○委員長（田辺正弘委員長） では、協議事項に入ります。

◎議案第4号 平成28年度大網白里市公共下水道事業特別会計補正予算

○委員長（田辺正弘委員長） 本日の出席委員は、この場合は、現在4名で、1名遅れてきますのでよろしくお願ひします。

委員会条例第14条の規定による定足数に達しておりますので、会議は成立します。

それでは、協議事項の付託議案の審査に入ります。

議案第4号 平成28年度大網白里市公共下水道事業特別会計補正予算、議案第5号 平成28年度大網白里市農業集落排水事業特別会計補正予算を議題といたします。

はじめに、下水道課を入室させてください。

（下水道課 入室）

○委員長（田辺正弘委員長） 下水道課の皆さん、ご苦労さまです。

ただいまより、当常任委員会に付託されました議案について審査を行いますので、説明をお願ひします。

時間の関係もありますので、簡潔明瞭にお願いいたします。

なお、説明終了後に各委員から質問があった際は挙手の上、委員長の許可を求めてから速やかにお答えください。

はじめに、課長から職員の紹介をしていただき、続けて議案第4号及び議案第5号の説明をお願いします。

(委員1名 入室)

○御苑昌美下水道課長 それでは、職員を紹介させていただきます。

こちらが建設班長を兼務しております小泉副課長になります。

○小泉秀一下水道課副課長兼建設班長 小泉です。よろしくをお願いいたします。

○御苑昌美下水道課長 それから、ちょっと奥になりますけれども、施設班長を兼務しております三宅副主幹になります。

○三宅秀和下水道課副主幹兼施設班長 三宅です。よろしくをお願いいたします。

○御苑昌美下水道課長 それから、私の隣、管理班長の大塚班長でございます。

○大塚隆一下水道課主査兼管理班長 大塚です。

○御苑昌美下水道課長 以上、よろしくをお願いいたします。

では、失礼します。

それでは、議案第4号 公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）及び議案第5号 農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明いたします。

両議案につきましては、地方公営企業法の適用による企業会計への移行に係る業務委託料の変更であり、同一の理由となりますので、一括で説明をさせていただきます。

9月補正予算案の概要の3ページをごらんください。

両事業ともに地方公営企業法の適用による企業会計への移行目標時期を1年延伸して、平成32年4月1日とし、事業期間中の各年度の歳入歳出の年割額を変更するとともに、あわせて今年度の予算額を調整するものでございます。

なお、業務移行費用の総額につきましては、変更は生じておりません。

また、企業会計への移行につきましては、平成31年4月からの地方公営企業法の適用を目指していたところですが、当初予定していなかった下水道事業の経営戦略につきまして、急遽、今年度に策定する必要が生じました。このため、この経営戦略の策定を優先することにより、今後の事務量の増加が見込まれることから、平成31年4月からの企業会計への移行の見通しが難しいものとなったため、目標時期を1年延期しようとするものでござい

ます。

具体的な補正内容ですが、両議案ともに歳入歳出予算の補正と債務負担行為の補正がございました。

それではまず、公共下水道事業につきまして、歳入歳出予算の補正ですが、歳入として歳出の減に伴い、公営企業会計適用債を1,310万円減額し、歳出として企業会計移行支援業務委託料1,290万7,000円を減額するものでございます。

次に、債務負担行為の補正ですが、期間を1年延伸し、設定総額を変更するものでございます。

まず、期間の変更ですが、平成29年度から平成30年度の設定を平成29年度から平成31年度の設定に延伸するものでございます。

次に、設定総額の補正ですが、4,952万4,000円の設定を1,312万円増額して、6,264万4,000円とするものでございます。

続きまして、農業集落排水事業について、歳入歳出予算の補正ですが、歳入として歳出の減に伴い公営企業会計適用債を230万円減額し、歳出として企業会計移行支援業務委託料227万1,000円を減額するものでございます。

次に、債務負担行為の補正ですが、公共下水道事業と同様に、期間を1年延伸し、設定総額を変更するものでございます。

まず、期間の変更ですが、平成29年度から30年度の設定を平成29年度から平成31年度の設定に延伸するものでございます。

次に、設定総額の補正ですが、721万7,000円の設定を212万6,000円増額して、934万3,000円とするものでございます。

また、資料の2ページへ戻りますが、一般会計のコミュニティプラント事業につきましても、公共下水道事業及び農業集落排水事業特別会計と同様に、企業会計移行業務費用の総額は変更せずに、債務負担行為の補正として、期間を1年延伸し、設定総額を変更するものでございます。

期間の変更ですが、同様に、平成29年度から平成30年度の設定を平成29年度から平成31年度の設定に延伸するものでございます。

また、設定総額の補正ですが、349万6,000円の設定を103万4,000円増額して、453万円とするものでございます。

以上、雑駁な説明で失礼いたしました。

○委員長（田辺正弘委員長） ただいま説明がありました議案第4号及び議案第5号について、ご質問等があればお願いいたします。

○副委員長（前之園孝光副委員長） ちょっと聞き漏らした感じがあるんですけども、この変更した理由というのをもう一回説明していただけますか。

○御苑昌美下水道課長 今回の変更理由ですけれども、まず当初、企業会計への移行につきましては、平成31年4月から適用を目指していたところですが、ところが、当初予定していなかった下水道事業の経営戦略につきまして、急遽、本年度に策定する必要が生じました。このため、企業会計移行の目標時期を1年延期しようとするものでございます。

○副委員長（前之園孝光副委員長）ということは、市の都合でということですかね。

○御苑昌美下水道課長 はい、私どもの都合になります。

○副委員長（前之園孝光副委員長）わかりました。

○委員長（田辺正弘委員長）ほかにご意見等ありますでしょうか。

○副委員長（前之園孝光副委員長）市の都合なんですけれども、問題というか、そういう点はないというふうに考えていいのか。

○御苑昌美下水道課長 公営企業会計への移行というのが、本来、32年4月1日までに移行するというので、国のほうからお達しが出ております。

我々が当初目標にしておったのが1年前倒して、1年早めて適用しようということで目標にしておりましたけれども、今回の私のほうの事情で1年延期しますが、お国のお達しどおりの32年4月1日に間に合うような形で進めていきたいと考えてますので。

○副委員長（前之園孝光副委員長）遺漏ないようにお願いします。

○堀本孝雄委員 4号も5号も設定総額の補正、プラスになっていますよね。公共下水道は1,300万円、農業集落排水が212万円かな。この増えた内容というのは、金額の算出というのはどういう根拠ですか。

○御苑昌美下水道課長 これは債務負担行為の設定が総額が増えているという理由なんですけれども、これは28年度から30年度の事業費は変わっておりません。28年度の事業費を今回の補正で減額をさせていただきますので、その減額した分が1年延期した29、30、31の中へ割り振られる話になりますので、債務負担の総額としては設定額が上がってくるという形になります。ですが、企業会計移行に係る業務委託料、これ自体の総額は変わっておりません。

○委員長（田辺正弘委員長）ほかにどなたか意見等ありますか。

- 堀本孝雄委員 事業費も委託料も変わらないということですね。
- 御苑昌美下水道課長 そのとおりでございます。
- 委員長（田辺正弘委員長） ほかにどなたかご意見等。
- 副委員長（前之園孝光副委員長） 国からの指導というか、そういう形で企業会計へ移行するわけなんですけれども、3年かけてそういうふうにして、どういうメリットがあるのか、ちょっと教えてください。
- 御苑昌美下水道課長 まず、地方公営企業法を適用して企業会計へ移行することによる主な長所ですけれども、いくつかありますけれども、経営状況の明確化と説明責任の向上、これが1つ。それから、使用料の適正化、これが1つ。それから、職員意識の向上が1つ。それから、消費税の節税効果が期待できるものと考えております。
- 倉持安幸委員 関連しますけれども、企業会計とはどういう会社というか、がやってるんですか。企業会計というのは。
- 御苑昌美下水道課長 本市の部署でいいますと、ガス事業を行っていますガス事業課というのがありますが、その部署がまさに企業会計で事業を運営しております。ですので、一言で言いますと、ガス事業課のような体制になっていくということになりますけれども。
- 倉持安幸委員 何という会社ですか。企業会計をやっている会社、法人なんでしょう、企業会計。国の別の機関ですか。
- 御苑昌美下水道課長 これは私どもが、要は民間の企業と同じような立場になるということで、行政機関ですけれども、我々は、企業会計を採用するということになります。会計の手法だけになりますけれども。
- 倉持安幸委員 結局よくわからないんですけれども、自治体は各こういう農業集落だとか下水だとかガスというのは、ほとんど企業会計でやっているわけ。
- 御苑昌美下水道課長 今現在、企業会計を採用して公営企業として運営しているところもございまして、ですが、それは数が、日本全国、少ないものですから、本来あるべき姿の企業会計を適用した公営企業に移行しなさいということで、お国のほうが今力を入れておりまして、今回、32年4月1日までに日本全国、条件はあるんですけれども、横並びで企業会計へ移行していくということになりました。
- 倉持安幸委員 その企業会計に移行する方向づけをしている業者があるでしょう、ないですか。それは自治体の課が自分たちで判断をして企業会計をしようということで進んでいるわけ。

○御苑昌美下水道課長 これは各下水道事業者が独自で判断して企業会計へ移行していきます。ですので、おっしゃられる業者ですか、企業会計へ移行するためのいろんな作業が出るんですけれども、その作業は委託、当然とても我々だけではできませんので、委託して作業をやらせることはありますけれども、企業会計へ移行するそのものを業者がやるということはありませんので、それは我々下水道事業者が企業会計へ移行するということになりますんで。

○倉持安幸委員 まだ今一步わからないんですけれども、企業会計へ移行するための方法、方策を各自治体にアドバイスしている業者があるでしょうよ。それはないんですか。なぜ企業会計へ移行するのか。企業会計に委託なりすれば、こういうメリットがある、ないがわかってくると思うんですけれども。そうやってアドバイス、進めている業界があるんじゃないですかって聞いているの。全て書物で判断しているんですか。

○御苑昌美下水道課長 国からのお達しでというお話をさせていただきましたが、具体的には総務省からのお達しで企業会計へ移行を進められたいということで、お達しが来ておりますので。

○倉持安幸委員 総務省から各自治体に流れてくるまでの間で、やはり業者が入っていると思うんですけど、違うんですか。

○御苑昌美下水道課長 お達しが我々に届くまでのプロセスというのは、我々にはちょっとわからないところがあるんですけれども、憶測でものを言って申しわけありませんけれども、恐らくそういったものは間にはないんじゃないかと思うんですけれども。

○倉持安幸委員 そうすると、初めての企業会計を行うということで、誰に相談をかけるんですか。わからないところがあったときには、総務省に連絡をとって担当者が聞くわけ。

○御苑昌美下水道課長 我々が企業会計に移行する中で不明な点、要は相談をしたい、これがわからないというのは、上級官庁、つまり我々でいうと千葉県ですとかに相談をするようになりますので。

○倉持安幸委員 千葉県の何課ですか。

○御苑昌美下水道課長 総務部市町村課になります。

○倉持安幸委員 いろいろ各議員も、なぜ企業会計へ移行するのかとか、細かいことはよくわかっていないんですよ。だから、下水道課で所管している業務の中で、この部分は、要するに企業会計へお任せしたほうが明朗なお金の出入りだとか今後の計画を立てるのに有効なんだという判断のもとで企業会計を取り入れようとしているんですけれども、ですよ。

そうすると、下水道課の皆様が企業会計というのはこういうシステムになっていて、大元は総務省で、県を通じて各市町村のほうに来てたと、よくわからないんですよ。何だよ企業会計って。自分たちで手に負えないから、そういう専門業者を頼むのか。

これは私が企業会計へ移行するのに総務省からお達しが来ているということは課長から聞いたけれども、じゃ、それを県の町村課に相談をかけて企業会計とはいかがなものかということをお細かく説明を聞いたと思うのよ、これこれこうすればこうですよ、ああすればああですよと。

そうすると、下水道課の中のお金にかかわる問題だとか将来的な維持管理だとか、こういうメリットが予測されるために企業会計なるものの手法をとるんだと。その意味合いがよくわかっていないんですよ、私も、よくわからない。何でそうするのか。

先ほど前之園委員が、例えばどういうメリット、デメリットがあるのか、わからないわけですよ。なぜ企業会計を取り入れるのか。

ガス事業課は、別途の会社みたいなもんだから、通産が入っているから、やっぱり厳密な金の出し入れ、収入支出というのが職員ではできないものを企業会計を取り入れて明朗に説明ができるように導入していくと。下水道課もガス課と同じような手法でやっていきたいんだと。初めてのことだから、じゃ、どうやって企業会計なるものに着手して行って、方法とするとどうすればああすればいいのかというのが、初めてのことは取っかかりが悪いじゃないですか。

企業会計そのものが何だということの意味合いが、やっぱり各議員もそうだと思うんだけど、よく把握できていないと思うんですよ。そのへんをもうちょっとあからさまに情報を、こういうことで出されてます、市の下水道課の今後の対策のためにどうしても必要なんですということの説明がもう少しあったほうがいいじゃないかなと感じているわけ。

だから、先ほど前之園委員が話したけれども、メリット、デメリットというのはどういうことか。完全に企業会計の手法をとれば、作業がすごくスピーディーになるし、明朗会計、一発でわかるようになると。今後の対策、計画も立てやすくなるとかあるじゃないですか。そのへんの説明をもう少し明らかにわかりやすく説明してもらったほうがいいなという感じなんですよ。

○石渡登志男委員 要するに、企業会計というのは、手法というかな、それを要は業者がやるとかそういうんじゃなくて、要は下水道課のほうで行っていくということでしょう、ということですよ。

○御苑昌美下水道課長 そのとおりでございます。

○堀本孝雄委員 先ほど、消費税の節税効果とか何か言っていましたけれども、これは国でやる8%から10%のあれは見込んで、そういうあれですか。何か先ほど消費税の件が出ましたよね、概算金額というようなあれからすれば。

これは節税とか何かというのは、やっぱり発注年度にそういう見込みも立てていたんですか。

○大塚隆一下水道課主査兼管理班長 消費税の節税効果ということでよろしいですかね。今後の見込みという形で。

今後、消費税の支払い、今も支払いはしているんですけども、費用効果として、消費税自体を経費で今後見ることができるとい部分が出てきますので、その分が今後、今までは入りと出に対して、あくまでも差額が生じたものを納めなくちゃいけないというのが消費税の大原則ですので、今後は事業にかかわる、いわゆる工事等が発生した場合も、要は消費税分、入りに対して今度は出のほうが大きくなってきますので、その分を消費税として節税効果がある、生じてくるという部分が改めて今度出てきますので、その部分がちょっとメリットとして明らかに出てくるものだという事と。

消費税が当然上がれば、その分のまたメリットというのは出てきますので、それも企業会計のメリットの1つだというふうには考えています。

○堀本孝雄委員 今の件でちょっと確認です。

じゃ、消費税が別に上がる云々じゃなくて、入りと出の関係で、出が多くなると、8%の消費税の差額って、要するに消費税アップ云々のあれでは全然ないと。今の現状のままの消費税の入りと出の兼ね合いというだけですね。

○大塚隆一下水道課主査兼管理班長 そうですね。当然消費税が8%であっても、入りのほうで8%かかっている、出のほうでも8%ですので、その比率が10%になっても基本的には消費税の考え方というのは変わりませんので。

○副委員長（前之園孝光副委員長） 大ざっぱに言って、私もピントが外れるかもしれないですけども、今まで収支計算書をつくっているわけですね。今後は貸借対照表もつくるという方法でやるというふうには考えてよろしいですか。

○御苑昌美下水道課長 そのとおりでございます。

○副委員長（前之園孝光副委員長） 青色申告、白色から青色に変わるという発想で、大体、シンプルに考えさせてください。

○委員長（田辺正弘委員長） だいぶ意見も出尽くしたようですので、委員の方、よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（田辺正弘委員長） 倉持委員も言っていましたけれども、下水道課という特殊な事業を行っている課ですので、私も正直いって、企業会計という言葉の中の本来の要素みたいなもの、少し勉強不足でしたけれども、議員も一生懸命勉強しますので、わかりやすい説明を今後はひとつよろしく願いして、では、下水道課の皆さん、退席いただいて結構です。

ご苦労さまでした。

（下水道課 退室）

○委員長（田辺正弘委員長） 次に、議案第7号 大網白里市環境審議会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

地域づくり課を入室させてください。

（地域づくり課 入室）

○委員長（田辺正弘委員長） 地域づくり課の皆さん、ご苦労さまです。

ただいまより当常任委員会に付託されました議案について審査を行いますので、説明をお願いいたします。

時間の関係もありますので、簡潔明瞭をお願いいたします。なお、説明終了後に各委員からの質問等があった際は挙手の上、委員長の許可を求めてから速やかにお答えください。

はじめに、課長から職員の紹介をしていただき、続けて議案第7号について説明をお願いいたします。

○鶴岡一人地域づくり課長 こんにちは。お世話になります。

地域づくり課長の鶴岡でございます。

隣が岡部副課長です。

○岡部一男地域づくり課副課長 岡部です。よろしく願いいたします。

○鶴岡一人地域づくり課長 それでは、大網白里市環境審議会条例の一部を改正する条例の制定について。

改正の趣旨としては、市長の諮問機関である大網白里市環境審議会委員の構成について、所要の改正を行うものです。

改正の内容として、まず1つ目は、環境基本計画の策定にあたり、より広く市民の意見

を取り入れるため、委員の構成に公募による市民を追加します。

2点目として、条例第3条第1項第2号に規定する委員について、代表者のほか代表者が推薦する者も委員となることができると規定を整理したものでございます。

以上でございます。

○委員長（田辺正弘委員長） ただいま説明がありました議案第7号について、ご質問等があればお願いいたします。

○石渡登志男委員 これは弾力的な内容に変わるということなんで、申し分ないと思うんですけども、例えば公募による市民の人数と、それからあと代表者のほか当該代表者が推薦する者についても委員となることができると。例えばこの場合、当該代表者が推薦する者というのは、何か規定があるんですか、条件が。それとも代表者が、お前いいなと思ったら、推薦するから、お前やれという感じになっちゃうんですかね。

○鶴岡一人地域づくり課長 構成の内容として、まず1号委員の学識経験者として大学教授などが3名、それと2号委員の農業、林業、漁業、商工業団体代表の代表者、または代表者が推薦する者として農業研究会、森林組合、漁業組合、市の商工会の中から1名ずつ。ですので、今言った4団体の中で代表者が自分の団体の中から誰かを推薦するという事です。

あと、3号委員の応募による市民として2名、あと4号委員の関係機関の職員として山武地域振興事務所県職員から1名の合計10名を予定しております。

以上でございます。

○委員長（田辺正弘委員長） ほかにご意見等ありましたらお願いします。

○堀本孝雄委員 今の確認ですけれども、10名というのは、一番最大の定員ということですか。

○鶴岡一人地域づくり課長 前回つくったときにも10名で構成していただきましたので、今回も10名を上限ということで考えております。

以上でございます。

○委員長（田辺正弘委員長） 課長、全体を今度は10名ということは、今まで10名だったけれども、一般も入れて全くの10名ということ。

○鶴岡一人地域づくり課長 そうです。前回は、議会議員の中から、環境対策特別委員会委員ということで議員から1名出てもらっていたんですけども、今回は議員は入れないということで、そういう中で一般公募2名を追加したということでございます。

○副委員長（前之園孝光副委員長） 基本的には、私は問題ないと思いますけれども、ちょ

っと教えてほしいのは、この審議会でどういうことを審議されているか、ちょっと。

○鶴岡一人地域づくり課長 過去、基本計画策定にあたり、市民アンケートの実施、今回もそうなんですけれども、小・中学生にもアンケートを実施しまして、その中で作成するにあたり、大網白里市に合った環境基本計画とするために委員にいろいろ意見をいただきました。そういう点で意見をいただくということで、各種分野からお願いして、大網白里市に合った環境基本計画を作成するためにということで委員をお願いするということです。

○委員長（田辺正弘委員長） ちょっと聞きづらいんですけども、前回まで議員がいて、なぜ今回議員を外したかという。聞きづらいんですけども、課長。

○鶴岡一人地域づくり課長 何年か前にそういう構成には議員を入れないというようなお達しがあったため、議員は審議会に入っていないということにしております。

以上です。

○委員長（田辺正弘委員長） ほかにご意見等ありましたらお願いします。

○堀本孝雄委員 直接関係ないかもわかりません。環境審議会というのは、今民間に委託している不法投棄監視員だとか何かでいろんなあれがありますよね、何か。そういうあれというのは、全然、環境審議会には関係ないんですか。一般公募も含めて、不法投棄監視員が本市に何人いるかわからないけれども、二、三十人いるんじゃないかなと思うんだけど、そういう人になったから環境審議会の中に入れてるとか何かというあれというのは全然対象外ですか。

○鶴岡一人地域づくり課長 今回の審議会メンバーには考えておりません。

ただし、一般公募として、あくまでも一般公募の中で私はこれをやりたいよというふうにして応募してくる中での選出はあると思いますが、最初からということは考えておりません。

○倉持安幸委員 どなたが委員になっているかは公表できないんですか、今回は。審議会の会長がどなたで、副がどなたでと。

○鶴岡一人地域づくり課長 審議会メンバーは今から構成するんで、まだ決まっていなくて、この条例が通ったの中で、広報等で一般公募を募集したり大学教授を選定したりとか、そういうふうにしてメンバー構成を考えていきたいと思っております。

○委員長（田辺正弘委員長） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（田辺正弘委員長） なければ、地域づくり課の皆さん、退席していただいて結構

です。

ご苦労さまでした。

(地域づくり課 退室)

○委員長(田辺正弘委員長) それでは、各議案について取りまとめに入りたいと思います。

はじめに、議案第4号に対するご意見及び討論等ございませんか。

○倉持安幸委員 企業会計に移行するということなものですから、もう少し議会にもよくわかりやすい説明をしていただきながら進めていっていただきたいというふうに思います。

○委員長(田辺正弘委員長) ほかに意見等ございますでしょうか。

(「4号議案、5号議案ですよね」と呼ぶ者あり)

○委員長(田辺正弘委員長) 今は4号。

(「4号も5号も同じ」と呼ぶ者あり)

○委員長(田辺正弘委員長) 同じだけれども、一つひとつやんなきゃいけないんで。

○副委員長(前之園孝光副委員長) 倉持委員がおっしゃられたとおりでというふうに、4号議案も5号議案も思いますけれども、その中でちょっとスピードアップできないのかというのをちょっと感じますけれども、3年もかかるのかなというのが。財産から何から調べなきゃいけないんでしょうけれども、台帳があるわけですからね、3年もかける話なのかなという感じがします。

○委員長(田辺正弘委員長) それでは、ただいまから付託議案に対する審査結果の採決を行います。

はじめに、議案第4号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(田辺正弘委員長) 賛成総員。

よって、議案第4号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第5号について取りまとめに入りたいと思います。

ご意見及び討論等はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(田辺正弘委員長) それでは、付託議案に対する審査結果の採決を行います。

議案第5号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長（田辺正弘委員長） 賛成総員。

よって、議案第5号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第7号について取りまとめに入りたいと思いますが、ご意見及び討論等はいかがでしょうか。

よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（田辺正弘委員長） それでは、付託議案に対する審査結果の採決を行います。

議案第7号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（田辺正弘委員長） 賛成総員。

よって、議案第7号は原案のとおり可決いたしました。

以上、当委員会に付託された議案の審査を終了いたします。

◎その他

○委員長（田辺正弘委員長） 次に、その他ですが、何かありますか。

では、総務、文教、産建と3つ同じ流れで来て、総務は昨日の午後、文教は今日の午前、産建はいつも3番目で午後なんですけれども、1時という時間はどうなのかなと思って、委員の皆さんが、例えば普通の生活のリズムでいったら、12時に飯を食うと、それから白里からここまで来るといって、早飯を食って出てこなきゃいけないと。事務局にちょっとかまかけたら、それは委員の皆さんで2時がいいなら2時でも、そういうのは委員が一致団結すれば構わないということ聞いたもので、皆さんはどう思っているかなと思いで。

○倉持安幸委員 今日は遅れて済みません。てっきり1時半だと思っていまして。

これは個人的ですけれども、1時半のほうがいいかなと思っているんですけれども。

（「私もそう思う」と呼ぶ者あり）

○委員長（田辺正弘委員長） それでは、皆さんの意見の総意で今後の課題というか。

（「文教は」「大体何時ぐらい」「今日は11時半位」と呼ぶ者あり）

○委員長（田辺正弘委員長） 産建も今日はないけれども、現場視察があるときがあるから、午前中に2本というわけには多分いかないですよ、事務的にも。

（「私もできれば1時半ぐらいがいい」と呼ぶ者あり）

○委員長（田辺正弘委員長）　そういう人もいますんで。

（「基本的には1時半だな」「1時半で」と呼ぶ者あり）

○委員長（田辺正弘委員長）　局長、産建の意見といたしまして、次回からは午後であるならば1時半ということで進めていただきたいと思います。

○秋本勝則議会議務局長　もちろん招集するのは委員長でございますので、委員長が1時半と
言えば。

○委員長（田辺正弘委員長）　私が忘れちゃっているといけないから。では、そのへんの調整も事務局でよろしくお願いします。

ほかに何かその他で意見等ございましたら。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○委員長（田辺正弘委員長）　では、閉会を。

◎閉会の宣告

○副委員長（前之園孝光副委員長）　ただいまをもちまして、産業建設常任委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後　1時51分）